

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

「
歯と口腔の健康づくり検討委員会
の委員

を

「
歯と口腔の健康づ
の委員
なら健康長寿基本
議の委員

くり検討委員会
計画推進戦略会

に、

「
奈良のシカ保護管理計画検討委員
会の委員

を

「
奈良のシカ保
会の委員
奈良公園観光
委員

護管理計画検討委員

地域活性化審査会の

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。